

～平成27年10月から年金制度が変わります～

6 保険料及び給付額の算定基礎について、標準報酬制に移行されます。

現行は給付額の算定基準として、手当率制（給料月額×1.25）を採用していますが、改正後は地方公務員共済の長期給付が厚生年金となることに伴い、厚生年金が採用している標準報酬制に移行されます。

7 厚生年金に統合されるため、地方公共団体の長の加算特例は廃止されます。

被用者年金一元化等に関する Q & A

Q 被用者年金一元化に伴い、保険料及び給付額の算定基礎が標準報酬制になるとありますが、標準報酬制とはどのようなものですか。

A 標準報酬制とは、4～6月の報酬（手当を含む）の平均額を標準報酬の等級に当てはめて標準報酬を決定し、これを給付額等の算定基準とするものです。
なお、短期・福祉事業も同じく標準報酬制に移行されます。

Q 町役場に勤務する昭和28年7月11日生まれの者ですが、私の場合、退職共済年金は何歳から受け取ることができるのですか。
また、今回の法改正で支給開始年齢に影響はありますか。

A 退職共済年金は、本来65歳から支給されることとなっておりますが、共済組合の加入期間が1年以上ある方の支給開始年齢については、その方の生年月日に応じて定められています。

そのため、昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた方は、61歳から退職共済年金が支給されることとなります。なお、今回の法改正による支給開始年齢への影響はありません。

※上記については、一般組合員の場合であり、特定消防組合員の支給開始年齢とは異なります。

※平成27年10月以降の退職共済年金は、老齢厚生年金となります。

年金額が減額されます

I. 追加費用削減による減額

＜平成25年8月分から＞

追加費用削減のため、追加費用対象期間（昭和37年11月30日以前の恩給制度等の加入期間）にかかる年金が、本人負担の差に着目し27%減額されます。

追加費用とは・・・昭和37年12月以前に恩給制度等に加入していた期間がある場合は、現行制度に引き継がれ、その期間と合わせて年金が支給されており、その財源は、国又は、地方公共団体が「追加費用」として負担しています。

II. 特例水準解消による減額

＜平成25年10月分から＞

現在の公的年金額は、過去の物価下落時に年金額を据え置いた経緯から、特例的に本来支給すべき水準（本来水準）よりも「2.5%」高い水準の金額（特例水準）で支払われており、この差を3年（平成25年10月から1%、平成26年4月から1%、平成27年4月から0.5%）かけて引き下げし、特例水準を解消するものです。